

2. サービス内容

当施設でのサービスは、施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・入所者の後見人、入所者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(1) 施設サービス計画の立案

計画作成に当たっては、医師及び看護・介護職員、リハビリ・栄養・歯科衛生士、相談員、介護支援専門員等による多職種協同により、施設サービス計画の立案を行い解決すべき課題を把握します。作成した計画書については、利用者・家族に説明し同意を得た上で交付します。またサービス提供に伴う各種会議の出席につきましては、新型コロナウイルス感染症予防等の観点からも本人・家族の同意のもとテレビ電話等、ICTを使用した参加を行う場合があります。

(2) 食事

朝食 7時45分～
昼食 11時45分～
夕食 18時00分～

(3) 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

(4) 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

(5) リハビリテーション

施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

(6) 相談援助サービス

(7) その他

*これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護基本料金

利用料（以下は一日あたり（1割負担）の自己負担分です。）

介護度	多床室	従来型個室
要介護1	875円	794円
要介護2	951円	867円
要介護3	1,014円	930円
要介護4	1,071円	988円
要介護5	1,129円	1,044円

(2) 短期入所療養介護加算料金 (以下は (1 割負担) の自己負担分です。)

項目	金額	備考
夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	理学療法士等が個別リハビリテーションを行った場合
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症利用者に対して短期入所療養介護を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	46円/日	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
総合医学管理加算	275円/日	短期入所療養介護利用中の緊急治療、もしくは急遽治療必要とする短期入所療養介護を行った場合 (利用中に7日を限度として)
緊急短期入所受入加算	90円/日	計画的に行う事となっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合 (7日(やむをえない場合は14日)を限度として)
重度療養管理加算	120円/日	要介護4又は要介護5に限り、厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理、療養上必要な処置を行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	厚生労働大臣が定める基準に適合し、専門的な認知症ケアを行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	(Ⅰ)に加え認知症ケアに関する研究計画を作成し研修を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急入所が適当であると判断した場合 (入所日から7日を限度として)
送迎加算	184円/片道	利用者の心身状態、家族等の事情等により送迎が必要な場合
療養食加算	8円/回	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上を占める場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上を占める場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費合計の3.9%(1月あたり)	厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た事業者が利用者に対して短期入所療養介護を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	サービス費合計の2.9%(1月あたり)	
特定処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費合計の2.1%(1月あたり)	
ベースアップ等支援加算	サービス費合計の0.8%(1月あたり)	

(3) 介護予防短期入所療養介護基本料金

利用料 (以下は一日あたり (1 割負担) の自己負担分です。)

介護度	多床室	従来型個室
要支援1	658円	619円
要支援2	817円	762円